

注意しましょう！
強引な新聞勧誘！



断っているのに帰ってくれない?!

新聞の勧誘員が、家に来た。「今取っている新聞で不満はないから」と断ってドアを閉めようとしたが、無理やり玄関に入ってきた。

何度も断っているのに「なんで断るんだ！」と怒った後に今度は「頼むからお願いします！お願いします！」と泣き落

ご相談は・・・

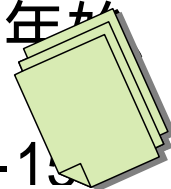
厚木市と清川村にお住まいの方！

厚木市消費生活センターへ

相談日 月～金曜日(年末年始)

相談時間 9:30～16:00

所在地 厚木市栄町1-16-15



ご用

新聞の購読契約に関するトラブルは、全国でここ10年、毎年1万件ほど寄せられています。

強引な新聞勧誘に気をつけましょう！



長期の契約や、数年先の契約は避けましょう。

不用意にドアを開けず、きっぱりと断りましょう。再度の勧誘は禁止です。

購読契約書に記載された契約期間などをよく確認しましょう。

高額な景品を受け取ったり、景品につられて契約しないようにしましょう。

望まない契約は、8日間以内であれば、クーリング・オフができます。

脅されたり、怖い思いをしたときは、警察に通報しましょう。

注意

契約期間の定めがある新聞購読契約は、原則的には消費者の都合で一方的に解約できません。大変「重い契約」であることを認識し、契約しましょう。

他にもあるある新聞勧誘のトラブル！

半年間は無料にしますから

いつでもやめられますから

とりあえずサインだけ…

景品を沢山付けますから

来年からの契約で結構ですから



事例:1年前、新聞勧誘員から「いつでも解約できるから」としつこく勧誘され、1年後の6ヶ月間の新聞契約をした。ひと月たって、他の新聞を読みたくなかったので解約を申し出たら「クーリングオフ期間を過ぎたから解約できない」と断られた。

アドバイス:訪問販売である新聞契約は、クーリングオフできますが、8日間のクーリングオフ期間を過ぎてしまうと、一方的な解約はできなくなってしまいます。「いつからいつまで」という期間を定めた契約は、その期限に拘束されてしまいますので、注意しましょう。

事例:ある日の夜、「あいさつに回っている」と男性が訪ねてきた。いきなりトイレトーパーなどを室内に置かれ、「住所と名前を書いて！」と渡された紙にわけもわからず名前を書くと、突然、「来年から6ヶ月新聞をとってもらおう」と言われた。反論する間もなく、契約を辞めたい…

アドバイス:訪問してきた人が何者で、要件は何かなど、よく確かめて必要がなければきっぱりと断りましょう。無理やり景品を置いて行かれた場合は、使用せずに返せるようにしておきましょう。

困ったときは、厚木市消費生活センターまで、ご相談ください。

消費生活懇話会かわらばん第2号 平成25年10月発行
発行 厚木市消費生活懇話会 編集 厚木市消費生活懇話会 第1部会
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所4階
TEL (046) 225-2155 (事務局) FAX (046) 294-5801 メールアドレス 2850@city.atsugi.kanagawa.jp